

◇プレミアム付商品券事業について(取扱店が実施する事業のながれ)

1	取扱店の申込み	「那須町プレミアム付商品券取扱店申込書」 ※FAXまたは商工会へ提出ください	7月末まで ※上記までに申し込の店舗について一覧表を作成します。
2	取扱店の登録	「特定事業者登録証明書」を発行します ・取扱店表示ポスター ・換金手続きについての手引き等を送付します。	順次登録 ※但し7月末以降の申込みの方は町のHPで更新の情報を掲載します。
3	商品券販売開始	那須町プレミアム付商品券(1枚500円)	令和元年10月1日から
4	商品券販売終了	那須町プレミアム付商品券の販売終了	令和2年1月31日まで
5	商品券使用終了	那須町プレミアム付商品券の使用終了	令和2年2月29日まで
6	換金の請求	使用済みの商品券を役場観光商工課(2階)へ提出する。(随時)	令和元年10月1日 ～令和2年3月19日
7	請求額を口座へ振込み	使用済みの商品券確認後、指定の口座へお振込みいたします。 ※お振込みは約2週間後となります。	令和元年11月1日 ～令和2年3月27日

○取扱店に関すること

那須町商工会	電話：0287-72-0231
	FAX：0287-72-5927

▶裏面もご覧ください!

◎プレミアム付商品券の対象とならないもの

プレミアム付商品券は、取扱店で使用できます。なお、商品券はおつりが出ません。
また、下記については使用することができません。

- 1 不動産及び金融商品
- 2 たばこ
- 3 商品券、プリペイドカード等
- 4 性風俗関連特殊営業等
- 5 国税や地方税、使用料等の公租公課